

認知症対応型共同生活介護（グループホーム） 運 営 規 程

令和 8年 10月 1日

株式会社 アサヒゴーンアイ

グループホーム たばたまち ひかり苑

（目 的）

第 1 条 この規定は、株式会社アサヒゴーンアイが運営する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護(以下、認知症対応型共同生活介護という)のサービスを行う事業所「グループホームたばたまちひかり苑」の事業運営と利用についての必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

（事業の目的）

第 2 条 この事業は、介護保険法の理念に基づき、比較的安定状態にある認知症の要支援者及び要介護者に対して家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の中で心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とする。

（運営の方針）

第 3 条 事業所において提供するサービスの認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 3 利用者及び家族に対し、サービスの内容及び提供方法について適切に説明する。
- 4 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。
- 5 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。
- 6 地域住民及び地域活動との連携及び協力を行う等、地域との交流に努める。
- 7 別に定める運営推進会議にて、事業の活動状況を報告し、評価、要望、助言の提供をサービスに反映するよう努める。

（事業所の名称等）

第 4 条 事業を実施する事業所の名称、所在地及び定員等は次のとおりとする。

- (1) 事業所の名称： グループホーム たばたまち ひかり 苑
- (2) 事業所の所在地： 村上市 田端町 8 番 65 号
- (3) 事業所の定員等： 共同生活住居数は2戸、利用定員 1 戸当たり9人、計18人
- (4) 共同生活住居の名称： ① もみじ（平22/12開設の住居）
（ユニット名称） ② かえで（平23/12開設の住居）

(従業者の資格)

第 5 条 当事業に従事する者の資格は次のとおりとする。

- (1) 管 理 者 : 厚生労働大臣が定める研修修了者
- (2) 計画作成担当者 : 人員を2名以上配置の場合は、内1名は介護支援専門員で厚生労働大臣が定める研修終了者
- (3) 看 護 職 員 : 看護師、准看護師
- (4) 介 護 職 員 : 介護福祉士、訪問介護員1級、訪問介護員2級、他

(従業員の職種、員数及び職務の内容)

第 6 条 事業者は管理者及び従業員を次のとおり配置し、職務内容を次により定める。

- (1) 管理者 1人以上
管理者は事業所所属従業員を指揮監督し、関係機関との連携を図り、設備や備品の衛生管理、併せて緊急時の対応を行うなど、適切に事業が遂行できるよう総括する。
- (2) 計画作成担当者 2人以上
 - ① 利用者の受入れに関すること。
 - ② 利用者に適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成すること。
- (3) 看護職員 1人以上
 - ① 利用者の健康チェックに関すること。
 - ② 利用者の看護、保健及び衛生管理に関すること。
- (4) 介護職員 10人以上
 - ① 利用者の処遇計画における各種サービスの提供に関すること。
 - ② 利用者の介護、介助、支援に関すること。

(営業日及び営業時間)

第 7 条 営業日、営業時間は及びサービス提供時間は次のとおりとする。

- (1) 営 業 日 : 月曜日から日曜日。(国民の祝祭日を含む)
- (2) 営 業 時 間 : 午前8時30分から午後5時30分。(利用者の受入、退所)
- (3) サービス提供時間 : 全 日。

(実施単位及び利用定員)

第 8 条 実施単位及び利用定員は次のとおりとする。

- (1) 実施単位は共同生活住居数 2戸 とする。
- (2) 利用定員は9人×2戸=18人とする。
- (3) 定員に空きが出た場合、ユニット毎に1名に限り30日を限度とした短期利用共同生活介護利用者を受け入れることとする。但し、実施は開設から3年経過後とする。

(認知症対応型共同生活介護の内容)

第 9 条 提供する認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 身体介護に関すること。

- ① 食事、排泄、入浴、着替え等の支援と介護
 - ② 日常生活での機能訓練に関する介護
 - ③ その他日常生活上の世話等
- (2) 相談、助言に関すること。
- ① 健康管理による助言、相談に関すること
 - ② その他必要な助言等

(認知症対応型共同生活介護計画の作成)

第 10 条 認知症対応型共同生活介護のサービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、個別に認知症対応型共同生活介護計画（以下介護計画）を作成する。

- 2 介護計画の作成、変更に際しては、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し同意を得る。
- 3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常に、その実施状況について評価を行う。

(利用料及びその他の費用の額)

第 11 条 認知症対応型共同生活介護サービスを提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定めた告示上の基準の額とする。

- 2 保険対象外の費用については次のとおりとする。
 - (1) 居住費(滞在費) (個 室) 1,500 円 (1日当り)
 - (2) 食材料費 1,550 円 (1日当り)
(朝食 350円、昼食 600円、夕食 600円、昼食にはおやつを含む)
 - (3) 光 熱 費 520 円 (1日当り)
 - (4) ベット使用料 (借用希望者) 35 円 (1日当り)
 - (5) 洗 濯 費 (洗剤代) 20 円 (1日当り)
 - (6) 理 容 費 2,500 円 (1回当り)

(注：定期通院の送迎、入退院時の付添い費用(含交通費)、但し、当該要件は利用者の家族での対応が基本であり、実施の際は事前相談を徹底すること)

- 3 月の中途における入居又は退去については日割り計算とする。
- 4 前第1項から第2項に掲げる費用の支払を受ける場合には、利用者又は利用者の家族に対して事前に文書を用いて説明すること。
- 5 利用料は月ごとに請求書を発行し、原則口座振込みによって、所定の期日までに支払いを受けるものとする。

(入居、退去に当たっての留意事項)

第 12 条 認知症対応型共同生活介護の対象者は、要介護者、要支援者であって認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たす者とする。

- (1) 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
- (2) 自傷他害のおそれがないこと。

- (3) 常時医療機関において治療をする必要がないこと。
- 2 入居後に利用者が、前項に該当しなくなった時は、退居してもらう場合がある。
- 3 退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努める。

(利用に当たっての留意事項)

第 13 条 事業所のサービスを利用するに当たっては次の事項に留意してもらうものとする。

- (1) 面会時間は原則として午前8時から午後6時までとし、協力してもらう。
- (2) 外出・外泊をする際は事前に届出ってもらうものとする。
- (3) 事業所の設備・器具の利用に当たり、利用者の過失により汚損・破損した時は、現状に復すか必要な経費を負担してもらう。
- (4) 現金、貴重品の持ち込みは、必要最小限としてもらう。

(秘密保持)

第 14 条 事業所の従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏洩してはならない、又、従業者との雇用関係が終了した場合においても、事業者の責任において、当該従業者の知り得た秘密の保持を厳守するものとする。

(苦情処理)

第 15 条 事業所は、提供した認知症対応型共同生活介護サービスについて利用者からの苦情に対して、受付窓口で対応し、管理者が主体となって、迅速、適切かつ誠実に対応し、必要な措置を講じること。

(損害賠償)

第 16 条 利用者に対する介護サービスの提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う

- 2 前項の実施については、損害賠償責任保険に加入する。

(衛生管理)

第 17 条 認知症対応型共同生活介護を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。

- 2 従業者は感染症等に関する知識の習得に努める。

(緊急時の対応方法)

第 18 条 サービス利用中に利用者に体調、病状に急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに契約書に添付されている診断書に記載の主治医に連絡し、適切な措置を行うこととする。主治医に対する連絡が困難である場合、又、主治医の記載のない場合には、事業所の契約している医師に連絡するとともに、協力病院に連絡を取り、緊急搬送などの措置を講じること。

(非常災害対策)

第 19 条 非常災害が発生した場合、管理者及び従業者は利用者の避難等適切な措置を講じる。

- 2 管理者は、自然災害、火災、その他の防災対策について、計画的な防災訓練と設備改善を図り、利用者の安全について万全を期さなければならない。
- 3 非常災害に備え、年2回以上の避難訓練を実施することとする。

(身体拘束等の禁止)

第 20 条 事業者は、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。但し、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむえない場合を除く。

- 2 前項の規程による身体拘束等を行う場合には、あらかじめ利用者の家族に、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、身体拘束等の態様及び目的、身体拘束等を行う時間、期間等の説明を行い、同意を文書で得た場合のみ、その条件と期間内においてのみ行うことができる。
- 3 前各項の規程による身体拘束等を行う場合には、管理者及び計画作成担当者、介護従事者により検討会議等を行う。また、経過観察記録を整備する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 21 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じることとする。

(業務継続計画の策定)

第 22 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において利用者に対するサービス提供を継続的に実施するため非常時の体制で早期の業務再開を図る計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練をそれぞれ定期的実施しなければならない。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(カスタマーハラスメントへの対応)

第 23 条 事業所は、利用者又はその家族等からの言動のうち、社会通念上相当な範囲を超える要求又は言動により、職員の就業環境を害する恐れのある行為（以下「カスタマーハラスメント」という。）について、職員の安全及び尊厳を確保し、適切なサービスを継続的に提供するため、組織として必要な対応を行うものとする。

- 2 前項に定めるカスタマーハラスメントには、次に掲げる行為を含むものとする。
ただし、これらに限られるものではない。

(1) 暴言、威圧的な言動、人格を否定する発言

- (2) 業務の範囲を超える過度又は不当な要求
 - (3) 合理性を欠く長時間の拘束や、執拗な要望
 - (4) その他、職員の就業環境を著しく害する行為
- 3 事業所は職員が安心して相談できる相談体制を整備し、職員研修や対応マニュアルを整備して、必要に応じて関係機関等と連携しながら対応するものとする。
- 4 事業所は、カスタマーハラスメントが継続し、著しく悪質であると認められた場合には、サービス提供方法の見直し、その他必要な措置について、利用者又はその家族等と協議を行い対応を図る。

(その他運営にあたっての重要事項)

- 第 24 条 事業実施にあたっては、社会的使命を十分に認識し、職員の資質の向上を図るため、研究・研修の機会を設ける、又、適切なサービスの提供が行えるよう、職員の勤務体制についても整備することとする。
- 2 従業者等の質の向上を図るため、採用時研修、経験に応じた研修等の機会を設ける。
- 3 事業所は、認知症対応型共同生活介護等の提供に関する記録等、その他必要な記録、帳簿等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
- 4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

- 附則 (1) この規程は平成22年12月6日から施行する。
- (2) この規程は平成23年12月1日第2ユニット増設に伴い改定施行する。
主な改定はユニット名の設定、共同生活住居数1戸→2戸、定員9人→18人
居住費1,500円/日→1,400円/日、光熱費500円/日→400円。
- (3) この規程は平成26年4月1日から第11条2の(2)の食材費を1240円に改定施行する。
- (4) この規程は平成29年1月15日第11条2項にベット使用料、洗濯費日額を追記改定。
- (5) この規程は平成29年10月1日第11条2項の(2)食材料費を1420円に改定、
内訳は朝食310→320, 昼食465→550, 夕食465→550円に改定する。
- (6) 令和3年4月1日、第21条虐待防止に関する事項に改定、第22条を追加。
- (7) この規程は令和5年5月1日第11条2項の(2)食材料費を1550円に改定、
内訳は朝食320→350円, 昼食550→600円, 夕食550→600円に改定する。
居住費1,400円/日→1,500円/日、光熱費400円/日→520円。
- (8) この規程は令和8年10月1日から施行する。
- 第22条 業務継続計画の策定、第23条 カスタマーハラスメントへの対応を追記改定。
- 第24条 その他運営にあたっての重要事項を第22条→第24条へ繰り下げ。